

東大阪市職員給与条例等の一部を改正する条例制定の件

東大阪市職員給与条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

東大阪市長 野田 義和

東大阪市職員給与条例等の一部を改正する条例

(東大阪市職員給与条例の一部改正)

第1条 東大阪市職員給与条例(昭和42年東大阪市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第7条中「住居手当」の次に「、第一種初任給調整手当」を加える。

第27条の2の次に次の1条を加える。

(第一種初任給調整手当)

第27条の2の2 別表第2の給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに新たに採用された職員には、月額310,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後市長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、第一種初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第一種初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第一種初任給調整手当の支給に関し必要な事項

は、市長が定める。

第 3 9 条中「及び第 2 6 条第 3 項」を「、第 2 6 条第 3 項及び第 2 7 条の 2 の 2」に改める。

(東大阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 東大阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成 1 8 年東大阪市条例第 3 5 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「第 2 7 条の 2」の次に「、第 2 7 条の 2 の 2」を加える。

第 8 条第 3 項中「並びに」を「、第 2 7 条の 2 の 2 並びに」に改める。

(東大阪市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 3 条 東大阪市職員の育児休業等に関する条例 (平成 4 年東大阪市条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 1 条の表第 3 9 条 (見出しを含む。) の項中

及び第 2 6 条第 3 項	、第 2 6 条第 3 項、第 2 7 条の 2 及び第 2 7 条の 3	を
----------------	---------------------------------------	---

  

及び第 2 7 条の 2 の 2	、第 2 7 条の 2 及び第 2 7 条の 3	に改める。
------------------	--------------------------	-------

(東大阪市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第 4 条 東大阪市職員の高齢者部分休業に関する条例 (令和 4 年東大阪市条例第 3 2 号)

の一部を次のように改正する。

第3条中「地域手当」の次に「、第一種初任給調整手当」を加える。

(東大阪市職員特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第5条 東大阪市職員特殊勤務手当に関する条例（平成19年東大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第14号までを2号ずつ繰り上げる。

第9条及び第10条を次のように改める。

第9条及び第10条 削除

(東大阪市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第6条 東大阪市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年東大阪市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第15条第7項中「並びに第26条第3項」を「、第26条第3項並びに第27条の2の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、第5条の規定によ

る改正前の東大阪市職員特殊勤務手当に関する条例第9条第1項又は第10条第1項に規定する業務に従事する職員であって、施行日以後引き続きこれらの業務に従事するもの（第1条の規定による改正後の東大阪市職員給与条例第27条の2の2第2項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員を除く。）に対する医療業務手当及び診療業務手当については、なお従前の例による。

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

東大阪市職員給与条例新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 この条例に基づく職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、<u>第一種初任給調整手当</u>、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>（給料）</p> <p>第7条 給料は、東大阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東大阪市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第9条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、<u>第一種初任給調整手当</u>、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 この条例に基づく職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>（給料）</p> <p>第7条 給料は、東大阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東大阪市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第9条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、</p>

管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(第一種初任給調整手当)

第27条の2の2 別表第2の給料表の適用を受ける職員の

職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる

職で市長が定めるものに新たに採用された職員には、月額

310,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から

35年以内の期間、採用後市長が定める期間を経過した日か

ら1年を経過するごとにその額を減じて、第一種初任給調整

手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第一種

初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると

認められる職員には、同項の規定に準じて、第一種初任給調

整手当を支給する。

3 前2項の規定により第一種初任給調整手当を支給される

職員の範囲、第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額そ

の他第一種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市長

期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

が定める。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第39条 第9条、第10条第1項から第6項まで、第21条から第24条まで、第26条第3項及び第27条の2の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第39条 第9条、第10条第1項から第6項まで、第21条から第24条まで及び第26条第3項の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

東大阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 東大阪市職員給与条例（昭和42年東大阪市条例第27号。以下「給与条例」という。）第8条から第10条まで、第21条から第24条まで、第27条の2、<u>第27条の2の2</u>、第29条から第31条まで、第34条、第35条及び第37条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 東大阪市職員給与条例（昭和42年東大阪市条例第27号。以下「給与条例」という。）第8条から第10条まで、第21条から第24条まで、第27条の2、第29条から第31条まで、第34条、第35条及び第37条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>4 （略）</p>
<p>（任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第3条の規定により任期を定めて採用された職員については給与条例第8条、第10条第1項、第4項及び第7項、</p>	<p>（任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第3条の規定により任期を定めて採用された職員については給与条例第8条、第10条第1項、第4項及び第7項並</p>

第 27 条の 2 の 2 並びに第 37 条の規定を、任期付短時間勤務職員については給与条例第 8 条、第 10 条第 1 項、第 4 項及び第 7 項、第 21 条から第 25 条まで、第 27 条の 2、第 27 条の 2 の 2 並びに第 37 条の規定を適用しない。

4～6 (略)

びに第 37 条の規定を、任期付短時間勤務職員については給与条例第 8 条、第 10 条第 1 項、第 4 項及び第 7 項、第 21 条から第 25 条まで、第 27 条の 2 並びに第 37 条の規定を適用しない。

4～6 (略)

東大阪市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧																		
<p>(短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第21条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="217 663 1066 1075"> <tr> <td colspan="3">第8条第3項～第29条第5項第1号 (略)</td> </tr> <tr> <td>第39条 (見出しを含む。)</td> <td>定年前再任用短時間勤務職員 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>及び第27条の2の2</u></td> <td>、第27条の2及び第27条の3</td> </tr> </table>	第8条第3項～第29条第5項第1号 (略)			第39条 (見出しを含む。)	定年前再任用短時間勤務職員 (略)			<u>及び第27条の2の2</u>	、第27条の2及び第27条の3	<p>(短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第21条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1171 663 2020 1075"> <tr> <td colspan="3">第8条第3項～第29条第5項第1号 (略)</td> </tr> <tr> <td>第39条 (見出しを含む。)</td> <td>定年前再任用短時間勤務職員 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>及び第26条第3項</u></td> <td>、第26条第3項、第27条の2及び第27条の3</td> </tr> </table>	第8条第3項～第29条第5項第1号 (略)			第39条 (見出しを含む。)	定年前再任用短時間勤務職員 (略)			<u>及び第26条第3項</u>	、第26条第3項、第27条の2及び第27条の3
第8条第3項～第29条第5項第1号 (略)																			
第39条 (見出しを含む。)	定年前再任用短時間勤務職員 (略)																		
	<u>及び第27条の2の2</u>	、第27条の2及び第27条の3																	
第8条第3項～第29条第5項第1号 (略)																			
第39条 (見出しを含む。)	定年前再任用短時間勤務職員 (略)																		
	<u>及び第26条第3項</u>	、第26条第3項、第27条の2及び第27条の3																	

東大阪市職員の高齢者部分休業に関する条例新旧対照表（第4条関係）

新	旧
<p>(高齢者部分休業取得中の給与)</p> <p>第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、東大阪市職員給与条例（昭和42年東大阪市条例第27号）第42条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当、<u>第一種初任給調整手当</u>及び管理職手当（市長が定めるものを除く。）の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じて得たものから市長が別に定める休日の勤務時間を減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(高齢者部分休業取得中の給与)</p> <p>第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、東大阪市職員給与条例（昭和42年東大阪市条例第27号）第42条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び管理職手当（市長が定めるものを除く。）の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じて得たものから市長が別に定める休日の勤務時間を減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p>

東大阪市職員特殊勤務手当に関する条例新旧対照表（第5条関係）

新	旧
<p>(手当の種類)</p> <p>第2条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)～(12)</u> (略)</p> <p><u>第9条及び第10条</u> 削除</p>	<p>(手当の種類)</p> <p>第2条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 医療業務手当</u></p> <p><u>(8) 診療業務手当</u></p> <p><u>(9)～(14) (略)</u></p> <p><u>(医療業務手当)</u></p> <p><u>第9条 医療業務手当は、医師又は歯科医師が、医療業務に従事した場合に支給する。</u></p> <p><u>2 医療業務手当の額は、医療業務に従事した月1月につき77,000円（給与条例別表第2医療職給料表（以下「医療職給料表」という。）の職務の級の1級の給料月額を受け</u> <u>る者については、97,000円）とする。</u></p> <p><u>(診療業務手当)</u></p>

第10条 診療業務手当は、医師及び歯科医師が、療養、指導等医務に関する業務に従事した場合に支給する。

2 診療業務手当の額は、療養、指導等医務に関する業務に従事した月1月につき23,000円とする。

東大阪市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年東大阪市条例第３３号）新旧対照表（第６条関係）

新	旧
<p>附 則</p> <p>第 1 5 条 （略）</p> <p>2 ～ 6 （略）</p> <p>7 東大阪市職員給与条例第 9 条、第 1 0 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項、第 2 1 条から第 2 4 条まで、<u>第 2 6 条第 3 項並びに第 2 7 条の 2 の 2</u>並びに新給与条例第 1 0 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>第 1 5 条 （略）</p> <p>2 ～ 6 （略）</p> <p>7 東大阪市職員給与条例第 9 条、第 1 0 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項、第 2 1 条から第 2 4 条まで並びに<u>第 2 6 条第 3 項</u>並びに新給与条例第 1 0 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 （略）</p>